

指定訪問看護事業[介護予防訪問看護事業] 契約書別紙(兼重要事項説明書)

この「指定訪問看護事業[介護予防訪問看護事業]契約書別紙(兼重要事項説明書)」は、医療法人信和会が運営する訪問看護ステーションみらい(以下「事業者」という。)とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号第5条の規定及び関係各法の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを、事業者が説明するものです。

医療法人 信和会
訪問看護ステーションみらい

訪問看護・介護予防訪問看護契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令及び大分県条例等の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人 信和会
主たる事務所の所在地	〒879-1131 大分県宇佐市大字出光165-1
代表者(職名・氏名)	理事長 和田 陽子
設立年月日	平成7年5月10日
電話番号	0978-37-2500

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションみらい	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒879-1131 大分県宇佐市大字出光165-1	
電話番号	0978-37-2626	
FAX番号	0978-37-3882	
指定年月日・事業所番号	令和6年 4月 1日	4461190128
管理者の氏名	下山 尚美	
通常の実業の実施地域	宇佐市・豊後高田市・杵築市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護(又は介護予防訪問看護)は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます)がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)和田病院の休業日・祝日を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間連絡相談可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		
看護師	常勤	人、非常勤	人
准看護師	常勤	人、非常勤	人
	常勤	人、非常勤	人

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額(一定以上の所得のある方は2割)です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(別紙3)をご参照ください。

8. 支払い方法

上記利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払い方法によって異なります。

支払い方法	支払い要件等
ゆうちょ銀行 口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の18日に、あなたが指定するゆうちょ銀行の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 大分銀行 高田支店 普通口座 440420 口座名義人:医療法人信和会 和田病院 理事長 和田陽子
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日までに、現金でお支払いください。

なお、ゆうちょ銀行からの引き落としを希望される方は、別途申込書への記入が必要となります。引落日は毎月18日となります。引落日手数料に関しては当事業所がご負担致します。(介護予防)訪問看護利用契約時にお支払方法をお選びください。また、「銀行等振込」「ゆうちょ銀行の自動引落とし」をお選び頂いた方に関しては、お支払の確認がとれ次第、翌月の請求書発送時に併せて領収書を発行致します。《別紙1》

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、事業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

12. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

13. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電 話 番 号 0978-37-2626
	面 接 場 所 当事業所の相談室
	相談窓口責任者 下山 尚美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宇佐市役所介護保険課	電話番号 0978-32-1111
	豊後高田市介護保険課	電話番号 0978-22-3100
	杵築市役所高齢者福祉課	電話番号 0977-75-2402
	大分県高齢者福祉課	電話番号 097-536-1111
	大分県国民健康保険団体連合会	電話番号 097-534-8475

15. 守秘義務

- (1) 業者および事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知りえた利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 個人情報の利用目的については《別紙2》に記載します。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

《別紙1》

利用者・ご家族様へ

利用料ゆうちょ銀行自動引落しサービスのご案内

利用料のお支払方法について、当事業所では、ゆうちょ銀行の自動引落しサービスを行っておりますので、申し込みをご検討していただければ幸いに存じます。ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 1.引落し口座 郵便貯金総合通帳
- 2.引落日 毎月 18 日
(引き落しできなかった場合は 27 日にもう一度引き落します)
- 3.手数料 事業所負担(利用者様のご負担はございません)
- 4.対象事業所 訪問看護ステーションみらい
- 5.申込み方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入、届出の印鑑を押して、申込書を窓口にお持ちいただくか担当者へお渡し下さい。
- 6.引落通帳について 利用者様ご本人はもちろん、ご家族の方名義の通帳からでも引落し頂けます。
- 7.領収書について 毎月引落日の翌月 15 日前後(翌月の利用料請求書と同封)に発送します。

※利用申し込み受付から手続きまで、数週間程度必要となります。申し込み後引き落としができなかった場合、一月分は集金又は銀行振り込みをお願いすることになりますので、あらかじめご了承下さい。おおよそ25日以降の申し込みの場合、引き落としが難しいと予測されています。

お問合せ窓口 訪問看護ステーションみらい 0978-37-2626

《別紙2》

個人情報の利用目的
(令和6年4月1日現在)

訪問看護ステーションみらいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

① **【訪問看護事業所内部での利用目的】**

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －新規利用・中止等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

② **【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】**

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の看護等に当たり、主治医以外の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

③ **【情報提供方法】**

- ・電子システムを含む媒体にて情報共有、提供を行う

【上記以外の利用目的】

① **【当事業所の内部での利用に係る利用目的】**

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究
 - －当事業所において利用の際に顔写真を撮り診療録に添付(災害時等の搜索資料)

② **【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】**

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明致しました。

事業者 所在地 大分県宇佐市大字出光165-1
事業者名 訪問看護ステーションみらい
代表者職・氏名 管理者 下山 尚美 印
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意致します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人 住所

氏名 印